

論文式試験問題

〔商法〕

次の【事例】を読んで、後記の〔設問１〕及び〔設問２〕に答えなさい。

【事例】

1. 甲社は、１９８０年４月１日に設立された、不動産の賃貸業を営む、資本金１０００万円の株式会社である。甲社の発行済み株式総数は６００株であり、株主はＡ（３００株保有）、Ｂ（２５０株保有）及びＣ（５０株保有）の３名である。なお、Ａ、Ｂ及びＣ（以下「Ａら」と総称する。）は兄弟であり、甲社はＡらの父親であるＤが１００％出資して設立した会社であって、Ｄの死亡に伴い、Ａらが上記持株数にて甲社株式をＤより相続したものである。
2. 甲社は取締役会設置会社であり、取締役はＡ、Ｂ及びＣであり、Ａが代表取締役であり、またＡの妻であるＥが監査役を務めている。また、甲社の定款には、甲社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない旨の規定がある。また、甲社は株券発行会社である。
3. 甲社は○県内のオフィスビル一棟を所有しており、当該ビルのテナントへの賃貸が主な事業であり、当該賃貸による収入が甲社の唯一の収入源であった。
4. ２０２３年５月頃、Ａ、Ｂ及びＣ（以下「Ａら」と総称する。）は、自身らが高齢となり、その子らも甲社の事業を承継する意図がないことから、その有する甲社株式の全てを第三者に譲渡することを検討するに至った。Ａらは、Ｍ＆Ａの仲介会社から、総合不動産業を営む乙社を紹介され、以後Ａらと乙社の間で株式譲渡に関する交渉が行われることとなった。
5. ２０２３年７月頃、交渉の過程において、甲社はその設立時、現実に株券を発行しており、Ａ及びＢは株券を保有しているものの、Ｃは過去の引越の際に株券を紛失していたことが判明した。Ａらはこのことを乙社に説明したところ、乙社としては「当該事情が判明したとしても甲社株式を購入したいという意向は変わらないものの、乙社の決算の関係で、株式譲渡は２０２３年９月までに株式譲渡を実行する必要がある。」と述べた。Ａらとしても、乙社の意向を最大限尊重すべく、２０２３年９月までに株式譲渡を実行すべく協力したいという意向である。

〔設問１〕

Ａらの乙社に対する甲社株式の譲渡を２０２３年９月末日までに完了させるために、Ａら及び甲社が取得する会社法上の手続について検討せよ。

6. その後乙社は２０２３年９月末日付でＡらより甲社の全株式を譲り受け、その経営権を掌握した。Ａら及びＥは株式を譲渡した２０２３年９月末日付で甲社の取締役及び監査役を退任し、乙社から新たな取締役３名及び監査役

が選任された。

7. 2024年8月、Xと名乗る人物が乙社（なお、株式譲渡の実行後は甲社と乙社は同一の場所を本店所在地としている。）を訪れ、「私はCから甲社の株式を譲り受け、その株券をもっている。今の甲社の株主は乙社ということなので、この株券を買い取ってほしい」と主張した。乙社は、「甲社の株式は当社が100%保有しているものであり、あなたが株主であると認めるつもりはない」と述べたものの、Xが持参した株券の券面には「50株券」と印刷されており、発行日として会社設立の日と同じ1980年4月1日との記載があり、当該券面には当時の甲社の代表印が押印されていた。なお、Xの話によると、CからXへの株式の譲渡については口頭で合意されたものであり、契約書は作成されていないとのことである。
- 8 乙社はXのことについてCに問い合わせたが、Cは「Xは自分の全く知らない人物である。私は甲社株式をXはおろか誰にも譲渡したことはないし、Xから譲渡代金を受け取った事実もない。Xは私が紛失した株券を何らかの方法で取得したのではないか」と述べている。

[設問2]

甲社が設問1で検討した会社法上の措置を取ったことを前提として、Cの乙社に対する株式譲渡の効力について論じなさい。



表

試験科目	受験番号			フリガナ	
商法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 氏森 政利
質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp
2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

商
法
3
頁

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

商
法
4
頁

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

参考答案

[商法]

第1 設問1について

- 1 甲社は株券発行会社であるため、甲社株主であるAらがその保有する株式を乙社に譲渡するためには、株券の交付が必要となる（会社法（以下「法」という。）第128条第1項）。甲社はその設立時に株券を現実に発行し、A及びBはこれを保有しているものの、Cは株券を紛失していることから、そのままではCは有効に株式を譲渡することができない。
- 2 この点、株券を紛失したCは、甲社に対して株券喪失登録を請求することができ（法第223条）、これにより喪失した株券を無効とした後で、株券の再発行を受けることができる（法第228条第1項及び第2項）。しかしながら、この手続による場合、株券が無効となり再発行が可能となるのは、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日以降となるため、2023年9月までに株式譲渡を完了させたいという乙社の意向には沿わないことになる。
- 3 そこで、本件においては、定款を変更して株券の廃止手続を取り、甲社が株券不発行会社に移行することにより、株式譲渡を実行することが考えられる。すなわち、株式会社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することで株券不発行会社に移行することができるところ、株券不発行会社となれば、その株式の譲渡はその意思表示のみで実行し得るため、株券を喪失したCも有効に株式を譲渡することができる。
- 4 この点、株券の廃止を行うためには、まず、株主総会の特別決

議によって定款を変更する必要がある（法第466条、第309条第2項第11号）。また、定款を変更して株券を廃止する場合、効力発生日の2週間前までに、株券を廃止する旨、効力発生日、及び同日に株券が無効となる旨を公告し、かつ株主及び登録株式質権者に通知する必要がある（法第218条第1項）。なお、過去に株式の全てについて株券を発行していない会社においては、株主等へ通知をすれば、公告を省略することができるが、本件における甲社は株券を現実に発行していたものであるから、公告を省略することはできない（同条第3項）。

- 4 以上のとおり、甲社は定款を変更して株券を発行する旨を廃止することにより、乙社の意向に従い2023年9月までに株式譲渡を実行することができる。なお、甲社株式は譲渡制限株式会社であるため、譲渡にあたっては甲社取締役会の承認も得る必要がある（法137条）。Aらは譲渡に賛成しているため、かかる承諾取得は特段難しくないと考えられる。

第2 設問2について

- 1 前記のとおり、甲社は定款を変更して株券不発行会社に移行したことを前提に、Cは乙社に対して意思表示のみによって株式を譲渡したものと考えられる。
- 2 他方、本件におけるXは、「50株券」との記載のある甲社の株券を所持していたものであるところ、当該券面には当時の甲社の代表印の押印があったというのであるから（会社法216条柱書）、

当該株券は甲社が有効に発行した株券であるものと考えられる。そうすると、Xが当該株式に係る権利を有効に取得したと解される場合には、乙社とX社のいずれが株主権を取得したものと解すべきかが問題となる。

3 そこで、本件におけるXが、Cの株式を有効に取得したかが問題となる。まず、前述のとおり、Xは甲社が有効に発行した株券を所持しているため、これにより、法131条第1項に基づき、当該株券を占有するXが株主権を適法に有するものと推定されるかが問題となるが、甲社は既に株券廃止の定款変更を行っており、当該定款変更は効力を生じていることに鑑みれば、無効な株券を有するXに対して法第131条第1項の適用はない。

4 次に、甲社株券を所持するXに善意取得（法131条2項）が成立し、株主権を取得しないかが問題となるが、Xが株券を取得した時期が株券廃止の定款変更の効力発生前か後かが明らかではないため、場合を分けて考える必要がある。

5 まず、Xが株券を取得したのが、株券廃止の定款変更の後である場合、Xはもはや無効な株券を取得したに過ぎないのであるから、Xに善意取得が成立する余地はない。

6 次に、Xが株券を取得したのが、株券廃止の定款変更の前である場合、XがCから「株券の交付を受けた」ものであれば、Xに悪意又は重大な過失がない限り、Xは株主権を取得することができる（善意取得 法131条2項）。もっとも、「株券の交付を受

けた」というためには、CがXに対して、その保有する株券の占有を移転させたという事情、すなわちCがXに対して、「現実の引渡」（民法182条1項）、「簡易の引渡」（同条2項）、占有改定（183条）又は指図による占有移転（184条）のいずれかを行ったことを、Xが主張立証しなければならない。

7 本件において、CはXへの株券の交付の事実を争っている。よって、XがCから上記のとおり株券の占有の移転を受けた事実を具体的に主張立証できない限り、Xに法131条2項の善意取得が成立することはなく、Cの乙社に対する株式譲渡については有効と解すべきである。

8 なお、仮に株券廃止前にCからXに株券が交付されていた場合、CはXと乙社に株式を譲渡したこととなり、Xと乙社が対抗関係に立つようにも思える。しかしながら、株券発行会社においては株券の占有が対抗要件となるため（130条2項参照）、株券廃止後に乙社が株主名簿の名義書換を行い、これにより法130条第1項に基づく第三者対抗要件を得たとしても、それより前にXがCから株券の交付を受け、これにより第三者対抗要件を具備しているため、その時点でCあるいは乙社との関係ではXが確定的に株主権を取得したものと解すべきである。ただし、甲社株式は譲渡制限株式であるところ、Xは株式の譲受に際し甲社取締役会の承認を得ていないと考えられるため、甲社との関係では当該譲渡は効力を生じない。

以 上

予備試験答案練習会（商法）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問 1〕	(24)		
株券発行会社における株式譲渡の有効要件(株券の交付 128条1項)		3	
株式譲渡に関し取締役会の承認が必要となること(136条1項、139条1項)		2	
株券紛失時の原則的対応:株券喪失登録			
223条が示していること		3	
無効にするのに1年の待期期間があること		2	
それだと乙の意向に沿わないこと		2	
株券不発行会社への定款変更			
218条が示していること		2	
株主総会の特別決議が必要となること(309条2項)		2	
効力発生日の2週間前までに公告し、株主へ通知する必要があること		2	
株券廃止後の株式譲渡は意思表示のみで可能なこと(127)		3	
※官報公告が省略できない点は加点事由			
結論		3	
〔設問 2〕	(16)		
本件株券は甲社が有効に発行したものであること(法216条柱書)		2	
株券廃止の効果① Xは株主権の適法性の推定を受けない(法131条1項)		3	
Xは株主権を取得したかどうか(善意取得の成否等)			
株券廃止後の譲渡の場合はXに善意取得が成立しない(法131条2項)		3	
株券廃止前の譲渡の場合、Xに善意取得が成立するか		3	
XがCから株主権を取得した場合、乙社とXの関係は?		3	
株式譲渡に関し取締役会の承認を得ていない場合の会社・第三者への効力		2	
裁量点	(10)	10	
合 計	(50)	50	

商法（2025 年 3 月 9 日出題） 解説レジュメ

1. 出題趣旨

本問は株券発行会社における株券紛失時において、株式譲渡を行うための方策（株券喪失登録及び株券の廃止）について検討を行うとともに、株券を廃止し不発行会社へ移行したうえで株式譲渡を実行した後で、対象会社の株券を保有している者が現れた場合、株主権の帰趨がどうなるかを問う問題である。M&A の実務上はよく出くわす論点ではあるものの、考えてみると非常に難しい論点を含む問題であり（私の設問の設定に不明確な点もあり誠に恐縮なのだが。）、悩んだ受験生が多かったと思う。この問題を機に、一度整理をしておくとういだろう。

。

2. 設問 1

(1) 株券発行会社における株式譲渡

会社法施行前の旧商法時代は、全ての株式会社は株券発行会社であった。もともと、株券を発行することによる管理コストや盗難の懸念の観点から、株券を発行していない会社は非常に多かった。

株券発行会社においては、株式を譲渡するには、譲受人に株券を交付する必要がある（法 128 条 1 項）。従って、法 217 条に基づき株券不所持を申し出た場合や、公開会社でない株式会社が法 215 条 4 項に基づき株券を発行していない場合に、株式会社の株主が株券を譲渡しよとする場合、まず会社から株券の発行を受け、その後でその株券を譲渡することとなる。

(2) 株券紛失時の対応

① 株券喪失登録

上記のとおり、株式譲渡には株券の交付が必要となるため、株券を紛失した株主は、その状態では株式を譲渡することができない。そこで、株主としては、まずは株券の再発行を受けることを検討することとなる。しかしながら、会社法上、紛失株券の再発行を受けることはそう簡単ではなく、まず株券喪失登録を行い（223 条）、それから 1 年を経過することによってようやく株券は無効となり、株主は再発行を受けることができるようになるのである（法 228 条）。

② 株券廃止の定款変更

株券喪失登録・再発行という手続きは、上記のとおり最低でも 1 年を要することとなるため、それ以前にどうしても株式を売却したいという場合、どのような方法を取り得るか、というのが本問におけるポイントとなる。株券廃止の定款変更である。

定款を変更して株券を発行する旨を廃止する場合、株主総会の特別決議によるべきことはもちろん、効力発生の 2 週間前までに公告し、また株主に個別に通知を行う必要がある（法 218 条）。株式の全部について株券を発行していない会社においては、公告を省略することが可能である（法 218 条 3 項）。

株券を廃止してしまえば、株券は無効となり、以後は意思表示のみで株式を譲渡することができる。

なお、株券廃止の前に株券喪失登録を行っていた場合、株券廃止の定款変更の効力発生日に株券喪失登録が抹消され、これにより株券の再発行を受けることができ（法 227 条、228 条）、これを以て自ら単独で株主名簿の名義書換を行うことができる（法 133 条 2 項、会社法施行規則 22 条 2 項 1 号）

3. 設問2

(1) 株券廃止の効果

株券発行会社において、株券の占有者は、株主権を適法に有するものと推定される（法 131 条 1 項）。それ故、株券を占有する者から株券の交付を受けた者は、その者に悪意又は重大な過失がない限り、当該株券に係る株主権を取得する（法 131 条 2 項 善意取得）。

これらは株券発行会社における株券の占有者に認められる効果であるが、これらの効果は株券廃止とともに消滅する。従って、株券廃止後の株券の占有者が株主権を適法に有する者と推定されることはないし、株券の占有者からの譲受人に善意取得が成立することはない。

(2) 善意取得の要件

注意すべきは、株券発行会社の株券をどのような形であれ入手しさえすれば、入手者に法 131 条 2 項の善意取得が成立するわけではないという点である。善意取得が成立するためには、株券の占有者から株券の「交付」を受ける必要がある。ここでいう「交付」とは、民法上の占有移転の方法を指すとされており、「現実の引渡」（民法 182 条 1 項）、「簡易の引渡」（同条 2 項）、占有改定（183 条）又は指図による占有移転（184 条）のいずれかがこれに該当する。

株券の交付を受けることは、善意取得成立の要件事実であるから、株式取得者（本問でいう X）が主張・立証しなければならない事実である。本件でいう C は、自身が紛失した株券を X が何らかの方法で取得したのではないかと主張しているが、これは X が主張立証責任を負う事実（C から X への株券の交付）を否認しているということになる¹。

(3) 株券廃止前の株券取得者と株券廃止後の株式取得者

上記のと通りの主張立証構造なので、本件における X が C から株券の交付を受けた事実を立証するのは極めて困難であるから、X には善意取得が成立せず、従って C から乙社への株式譲渡は有効であり、乙が株主である、というのが私が考えた回答だったのだが、確かに本問の設定だけでは、X が C からの株券の交付を受けた事実を立証することができる可能性を完全に払しょくできていない。

そこで、仮に X が株券の廃止前に株券の交付を受けたことの立証に成功した場合、この X と、株券の廃止後に意思表示のみで株式の譲渡を受けた乙社とのいずれの権利が優先するか、も問題となるが、これを C から X と乙社への二重譲渡の事案と見た場合でも、株券発行会社においては、株券の交付をうけ、これを占有したことにより、法 131 条 2 項に基づき善意取得が成立し、かつ第三者対抗要件も具備することになるので、本件では乙社との関係では X が常に優先することとなるものと解される。

ただし、甲社は譲渡制限会社であるところ、X は株式譲渡に際し甲社取締役会の承認を得ていないので、X は株式譲渡の効力を甲社に主張することはできない。

4 参考文献・参考判例

脚注及び本文記載のもの

以 上

¹ 厳密に言えば、C はもともと株主名簿上も実質上も株主であったわけであるから、X としては C から株式の譲渡を受けた事実を主張立証すれば足りる（法 127 条）。ただし、本件において C は株式譲渡の事実を否認し、契約書もないという状況なので、これは立証できない可能性が高いと考えられる。

最優秀答案

回答者 M・Tさん

第1 設問1

1. Aらは乙社に対し、甲社株式の譲渡(会社法(以下、法名省略)127条)を行いたい、株券発行会社の株式譲渡には株券の交付が必要となる(128条1項)、Cの株券は紛失されている。Aら及び甲社はどのような手続きを取ればよいか。

2. まず、Cによる甲社への株券再発行請求による手続きが考えられる。しかし、再発行のためにはまず、株券喪失登録請求(223条)が甲社に対して必要であり、甲社によるその後の再発行(228条2項)には、株券喪失登録日の翌日から1年の経過が必要となるため(228条1項)、2023年7月の時点においては、乙社の要求である同年9月までの株式譲渡は行うことができない。

よって、株券再発行の手続きは取り得ない。

3. では、甲社が株券を廃止したうえで、Aらが甲社株式を譲渡する手続きではどうか。以下、検討する。

ア. まず、甲社は株主総会の特別決議(309条2項11号)により、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更(466条)を行う必要がある。

イ. また、甲社は上記定款変更の効力が生ずる日の2週間前までに、定款で定められた方法で公告を行い、かつ、株主等(Aら)に通知を行う必要がある(218条1項)。

ウ. 株券廃止に関する定款変更の効力発生後、その旨の登記を甲社が終えれば、Aらは取締役会の承認を経た上で、乙社に株式を譲渡することができる(127条)。

1. 以上の手続において、株主総会の特別決議及び定款変更の公告・株主等への通知から2週間後には定款変更の効力を発生させることができ、その後の登記申請・株主譲渡の手続きをあわせても、2023年9月末日までに甲社株式の譲渡を完了させることは可能である。

4. よって、甲社が株券を廃止した上で、Aらは甲社株式を乙社に譲渡すべきである。

第2 設問2

1. Xは甲社の50株分の「株券の占有者」であるため、当該株式の権利を適法に有するものと「推定」される(131条1項)。しかし、設問1の手続により甲社の株券は廃止されている。その上で、Cが有する50株分の甲社株式(以下、「本件株式」という)は乙社に譲渡されている。この株式譲渡の効力はどうか。

2. この点、株券所有者の権利を保護する必要があるが、会社側としても株券の所有者を把握する権利があることから、両者の権利関係を調整する必要がある。

そこで、株券を廃止する旨の定款変更を行う前に株券を取得した者についても、その取得者が氏名等を当該株券の発行会社に株主名簿への記載を請求(133条1項)しなければ、「株式会社その他の第三者に対抗することができない」(130条1項)と解する。

3. 本間についてみると、たしかにXは株券を占有してはいるが、取得した旨の株式名簿への記載を甲社に請求していない。また、甲社の株式は譲渡にあたり取締役会の承認を得る必要があるが、その承認はされていない。

4. よって、Xは本件株式の取得を乙社に対抗できない。

5. 以上より、Cの乙社に対する株式譲渡は有効である。

以上

最優秀答案

回答者:M・Tさん

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師:弁護士 氏森 政利
質問:masatoshiujimori@ujimori-law.jp
2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

表

試験科目
商法

第1設問1

1. Aは乙社に対し、甲社株式譲渡(会社法(以下、法名省略)127条)を行いたい。株券発行会社、株式譲渡には株券交付が必要となる(128条1項)。Cの株券は紛失されている。Aは乙社に甲社はどのような手続きを取ればよいか。

2. まず、Cによる甲社への株券再発行請求による手続きが考えられる。しかし、再発行のためにはまず、株券喪失登録請求(223条)が甲社に対して必要であり、甲社によるその後、再発行(228条2項)には、株券喪失登録日、翌日から1年、経過が必要となるため(228条1項)、2023年7月、時点においては、乙社の要求である同年9月まで、株式譲渡は行いことができない。

よって、株券再発行の手続きでは取り得ない。

3. では、甲社から株券を廃止したうえで、Aから甲社株式を譲渡する手続きではどうか。以下、検討する。

ア、まず、甲社は株主総会、特別決議(309条2項11号)により、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更(466条)を行う必要がある。

イ、また、甲社は上記定款変更の効力が生ずる日の2週間前までに、定款で定められた方法で公告を行い、かつ、株主等(A)に通知を行う必要がある(218条1項)。

ウ、株券廃止に関する定款変更の効力発生後、その旨の登記を甲社から終えれば、Aは取締役会、承認を経た上で、乙社に株式

を譲渡することかできる(127条)。

エ、以上、手続きにおいて、株主総会、特別決議および定款変更の公告、株主等への通知から2週間後には定款変更の効力を発生させることができ、その後、登記申請、株式譲渡の手続きをあわせても2023年9月末日までに甲社株式譲渡を完了させることは可能である。

4. よって、甲社から株券を廃止したうえで、Aは甲社株式を乙社に譲渡すべきである。

第2設問2

1. Xは甲社の50株分の株券の占有者であるため、当該株式の権利を適法に有するものと推定される(131条1項)。しかし、設問1の手続きより甲社の株券は廃止されている。その上で、Cが有する50株分の甲社株式(以下、「本件株式」という)は乙社に譲渡されている。この株式譲渡の効力はどうか。

2. この点、株券所有者、権利を保護する必要があるが、会社側としても株券の所有者を把握する権利があることから、両者の権利関係も調整する必要がある。

そこで、株券を廃止する旨の定款変更を行う前に株券を取得した者についても、その取得者が氏名等を当該株券発行会社に株主名簿へ記載を請求(133条1項)しなければ、「株式会社その他第三者に対抗することができない」(130条1項)と解する。



裏

(注意事項)

1 寄附用紙の取扱い

本寄附用紙は、商法の寄附用紙です。

行政上の寄附を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効となりますので、注意してください。

なお、試験時間中に寄附用紙の取扱いに誤った場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の寄附用紙の取扱いの申出には一切応じません。）

2 寄附用紙の取扱い

寄附用紙の取扱い、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 寄附用紙の取扱い

(1) 寄附は横書きとし、解答欄の枠内に宛先を明記してください。なお、解答欄の枠外（黄色部分及びその外側の空白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 寄附は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがガラスやプラスチック製でも構いません）で記入することとし、これ以外で記入した場合には、採点対象外となります。

(3) 寄附を訂正するときは、訂正箇所が明瞭にわかるように訂正し、その訂正箇所を明記してください。

(4) 寄附用紙の裏面を折り込んで提出した場合には、表が白紙の時には「裏から記入」、それ以外の時は「裏から記入」とだけ、試験時間中に表の寄附欄に記入してください。

(5) 寄附用紙の裏面に記入することは認めません。

4 その他

解答欄に受取者の氏名又は特定人の寄附であると判別される記載のある寄附は無効寄附として無効となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 氏森 政利

質問：masatoshi.ujimori@ujimori-law.jp

2025.3.9実施 予備試験答案練習会 商法

商法
3
頁

商法
4
頁

3. 本問についてみると、たしかにXは株券を占有にはいるが、
取得した旨の株式名簿上の記載を甲社に請求していません。
また、甲社の株式は譲渡にあり取締役会が承認を得る
必要があるが、その承認はされていません。
4. よって、Xは本件株式の取得を乙社に対抗できません。
5. 以上より、Cの乙社に対する株式譲渡は有効である。
以上

設問 1

ほぼ完璧にできています。株式譲渡制限についての根拠条文が書けていれば満点でした。

設問 2

設問自体があまりよくないのですが、X については株券廃止前に株主名簿の名義書換を得ていない点と、譲渡承認も得ていない点をしっかり指摘できており、よく考えられていると思います。

よくできています。このまま頑張って勉強を続けてください！